

令和4年度

上越市見本市等出展事業補助金の募集

市では、市内の中小企業者等及び小規模企業者が自社開発した技術・製品の新規販路の開拓を推進するため、見本市等に出展する費用の一部を補助します。積極的に申請くださいますよう、次のとおりご案内いたします。

○ 募集期間

令和4年4月1日（金）から予算額に達するまで

○ 補助対象者

市内で製品や技術の開発又は製品の製造を行う中小企業者等及び小規模企業者の方で、申請時点で納期が到来している市税を全て納付していることが必要です。

○ 補助対象事業等

事業種類	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
一般枠	上越市外（海外を含む）及びオンライン上で開催される見本市、展示会、商談会等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行う事業 ※オンライン上で開催される見本市とは、多数のアクセスが見込まれ、出展が新規販路の開拓に資すると認められ、販売を伴わず、かつ、申請者でない者が主催するものをいいます。	・会場借上料 ・小間料 （見本市等の主催者が定める出展料） ※小規模企業者は、上記のほか ・出展小間装飾費 ・製品輸送費 ・旅費 を対象とします。 ※オンライン上で開催される見本市等の場合、小間料を対象とします。ただし、小規模企業者は小間料のほか、出展ページ作成料、出展ページに掲載するコンテンツ作成料及び出展に必要な製品輸送料を対象とします。 ※消費税及び地方消費税等は補助対象外です。	・補助率は過去の利用実績に応じて変わります 初回：2/3、2回目：1/2、3回目：1/3 ・一事業者につき累計3回まで利用可能 ※過去の累計回数です。年度をまたいでモリセットされません ・1年度1回のみ ・限度額20万円 ※小規模企業者は、初回の補助率2/3、2回目以降の補助率1/2となり、累計利用回数の制限はありません。但し、1年度1回のみです。
新市場開拓枠 （メイド・イン上越 認証品が対象） （注1）			・補助率2/3 ・一認証品毎に3回まで利用可能 ※但し、同一年度に認証を受けた複数の認証品は一つの認証品とみなします ・限度額20万円

（注1）「メイド・イン上越」とは、市内の中小企業者等が開発・製造した優れた製品・商品を「メイド・イン上越」として認証し、情報発信や販売促進を支援する制度です。「新市場開拓枠」は、「メイド・イン上越」に認証された商品を見本市等に展示する際に利用できます。

○ 申請方法

- ・見本市等への出展申込前に申請してください。
- ・制度の詳細は上越市ホームページに掲載していますので、確認の上申請してください。
- ・申請に必要な書類の様式は上越市ホームページからダウンロードできます。

○ 注意事項

- ・予算額に限りがありますので、申請前に下記までご連絡をお願いします。

【 申請・問い合わせ先 】

上越市産業観光交流部産業政策課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ2階

T E L : 025-522-2666 F A X : 025-522-2678